

○総務委員会

令和元年11月12日（火曜日）

午後1時 0分 開会

午後5時10分 散会

午後3時0分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。

まず、奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例素案について、法制事務の観点から伺います。総務部長に答弁を求めます。

奈良市は本年、令和元年10月29日に同条例素案を発表し、現在意見公募手続に付しているところであります。地方公共団体における条例制定権の根拠は憲法第94条、地方自治法第14条第1項にありまして、条例は国の法令に反しない限りにおいて制定し得る旨が規定されており、法令に反する場合には、条例の規定は無効ということになります。

ここで、条例の規定が国の法令に反しないかどうかが問題となりますが、その判断は両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決することとされており、実務もそのように運用されているところであります。これはかの有名な徳島市公安条例事件——昭和50年9月10日の最高裁判決において示された規範であります。同判決は、3つの場合に分けて、条例が国の法令に違反するかどうかのより具体的な判断基準を判示しております。

その3つの場合というのは、すなわち条例が規律する事項について国の法令にそれを規律する明文の規定がない場合、条例が規律する事項について国の法令にそれを規律する明文の規定はあるが両者の目的が異なる場合、条例が規律する事項について国の法令にそれを規律する明文の規定があり両者の目的も同一である場合であります。

奈良市がある事項について条例制定の必要性を認めて、その内容を検討するに当たっては、まず、この3つのいずれの事例に当たるのであるかを的確に認識する必要があります。本件におきましては、奈良市が条例で規制対象としようとしている盛り土等の行為について、それを規制する国の法令の有無が問題となるわけでありまして、

市の認識を伺いますが、それを規制する法令はあると認識しているのか、ないと認識しているのかお答えください。法令があるとすれば、具体的な法令名をお答えください。

○吉村啓信総務部長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

今、パブリックコメントにかけております条例案の詳細は把握しておりませんが、国の法律がない、いわゆる白地地帯であることから、各地方公共団体、奈良市も含めまして条例制定を検討しているものと認識しております。

○三橋和史委員 今回問題としている盛り土等の行為について、それを条例で規制対象としようとしているわけですが、それと、その規律事項とこれと同様の事項を国の法令で規制対象とするものがあるかどうか、この点をまず確認する必要があると思うんです。

まず、その法令があるのかどうか、あるとすれば、今知り得る限りで結構ですので、具体的に法令名をお答えいただきたいと思います。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

私の知る限りでは、盛り土自体を直接規制する法律の規定はないと認識しております。

○三橋和史委員 秘書広報課が作成し、一般に公表している資料がここにあります。

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例素案の概要についてと題する資料には、この条例制定の背景として、「土砂等についてはその埋立て等や盛り土等の行為の安全確保を主目的とする法令はなく、行為を規制する制度がありません。」と記載されております。総務部長のただいまの答弁も同旨であります。

私はこの見解に対して本当にそうかと、この認識は正しいのかと疑問を持っております。この認識が誤っていれば、この素案の段階であるといえども、国の法令に違反する条例を制定するおそれがある。ですから、この認識をまず正しておかないとならない。

国の法律には砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法という、いわゆる砂防三法が存在します。それぞれ関連の政省令及び委任条例によりまして、盛り土ないし盛り土類似行為についても規制されております。

少なくとも土砂等については、その埋め立て等や盛り土等の行為の安全確保を主目的とする法令はなく、行為を規制する制度がないとする認識は誤っているのではないかと、そして、その誤った認識を前提にこの条例を制定しようとする過程、意見公募手続に付してしまっているのではないかと、私はこのように思いますけれども、その砂防三法との関係と、この制定しようとしている条例との関係、これについて本当に盛り土等を規制する法令がないという認識でいいのかと。もう一度お答えいただきたい。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

三橋委員がおっしゃいました砂防三法もそれぞれの目的を持って制定されたものでございますが、先ほど答弁いたしましたように、今回パブリックコメントにかけております条例案に関しましては、それらの法律の規定で直接規制されているものを同じように重複して規定するというものではない、今決まっている法律の範囲とは違うものであると認識しております。

○三橋和史委員 なぜそう言えるのかわからないんですね。砂防三法でも盛り土等の行為が規制対象となっている。今回この条例、素案の段階でありますけれども、盛り土行為を対象にしようとしている。この規律事項は競合していると思うんですよ。併存していると思うんですよ。なぜ法令が存在しないと言えるのか、わからないんです。その点、もう一度答弁をお願いできますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

なぜという御質問でございますが、もちろん新たに条例を制定するに際しましては、法律の範囲内と、先ほど冒頭に三橋委員がおっしゃいました3つの基準に反しないということが必要でございますので、再度その砂防三法と、今後、今回のパブリックコメントにかけております条例の整合性について、もう一度担当課、あるいは法務ガバナンス課とともに確認したいと思っております。

○三橋和史委員 これ、一見して明白でありますよね。どう考えても規制対象の事項が重なっている部分がある、そのように思います。

これ意見公募手続に乗っているわけですね、既に。既に条例制定の過程の手続に入っているわけでありまして。けれども、私はここに、その説明書きにありますように、土砂等については埋め立て等や盛り土等の行為を規制する国の制度がありませんとする説明書き、これは修正していた

だかないと、意見公募手続の前提となる説明自体に誤りがある。なぜこのような、誰が見ても明らかな誤った記載ですね、これがあるまま意見公募手続に乗ってしまっているのかわからないんです。

素案の段階といえども、一般に向けてこれを公表している。議員の皆さん、私のもとにもこういった条例の素案、意見公募手続を実施していますという案内が届いておりますけれども、その素案を示して、そこから検討して修正すればいいという次元の話ではなくて、素案の段階で既にもう明らかに間違っている記載があるんじゃないかと思うわけですね。

その点、修正されると、修正というか検討されるということですがけれども、意見公募手続に入る段階で、こういった法制事務の観点からチェックが入らないのかと不思議に思うわけですが、現時点でどのような事務手続でこういった手続に入っているのか説明していただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

一般的には意見公募手続も条例制定の事前手続、条例制定するのと同じような手続でございますので、法制担当への相談、あるいはチェックというのが通常あるものだと思います。この件に関しましては、ちょっとどういう相談、チェックがあったのか、私は把握しておりませんので、この件に関しましてはお答えすることができません。申しわけございません。

○三橋和史委員 どのような経緯でこの手続に入っているのかということは、私もいろんな情報を得ておりますけれども、拙速にすぎないかと、そういう心配が否めないわけであります。

こういった基本的な事項の確認も把握も、法制部局によるチェックもままならないまま、刑罰を伴う行為規制を規定した条例を制定しようとしているのではないかと心配するものであります。

ほかの地方公共団体の条例を見て、そのまま文言を写して一般に公表している、あるいは条例制定の手続過程に乗せてしまっているというような次元の話であれば、これは言語道断でありますから、その点もう一度、こういった確認作業をされていないと思うんですね。されていたら今答弁することが可能だと思いますので、こういった確認過程を経ないままに意見公募手続に入ると、素案の段階といえども、そういう次元の話は素案の段階といえども確認していて当然の話でありますので、この辺改めていただきたいというふうに思います。

今般、繰り返しになりますけれども、市が制定しようとする条例の内容は、刑罰を伴って行為者、または行為を行おうとする者に大きな負担を課する重大な影響を有するものであり、全ての過程において万全を期すべきことは当然であると考えております。

地方公共団体が制定した条例が、国の法令に違反して無効であるとの司法判断が下された案件も存在しておりますが、私はそのような恥ずかしい条例を奈良市議会で安易に制定させるわけにはいかないと考えております。制定するなら、あらゆる観点から検討を加え、万全を期した内容にする必要があります。この点は理事者においても、提出する条例案については、よく調査検討するように求めておきます。

次に、先ほど申し上げましたように、法令はない、そのように記載しておるんですが、ほかの法令等と競合した場合についての記載はございます。資料には、「他の法令等により災害の発生を防止するために必要な措置が講じられる場合は、条例による規制との重複を避けるため、適用除外にすることとします。」と記載されております。その該当する資料は、仮称奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例素案の概要についてという資料であります。そこにそのような記載がございました。

このような記載の意味について、再度伺いますが、ここにいう法令等とは、具体的にどのような

な法令を想定されているのかお答えいただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

これも済みません、一般的な話で申しわけございませんが、ほかの法律で許可の対象となっている場合に、法律の許可を得ているんだったら条例に基づく許可は要らないよという趣旨で、よくこういう規定を置く場合がございます。

今回の奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に関する他の法令の規定というのは、私はこの場では存じ上げませんので、申しわけございません、お答えすることはできません。

○三橋和史委員 一見して皆さんおかしいと思われるんですよ。この最初のページに、かがみもついておりますけれども、土砂等については埋め立て等や盛り土等の行為を規制する国の制度がありませんと記載しておきながら、違う資料のページをめくっていくと、「他の法令等により災害の発生を防止するために必要な措置が講じられる場合は、条例による規制との重複を避けるため、適用除外にすることとします。」と記載されているんですね。

同じ資料に、冒頭と違うページで矛盾した記載があるのは明白ではないですか。それを誰も気づかないまま公表して、意見公募手続に付しているんですか。こういったチェックというのは、一体誰がやることになっているのか説明していただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

文書の作成、あるいはチェックは、原則としては各事務の所管課ですることになっております。以上でございます。

○三橋和史委員 私は従前から申し上げておりますけれども、市役所には100程度の所属があるわけですね。各原課に判断を任せるとするのはよく聞く説明なんですけれども、果たしてそれでよいのかと。もう少し法制事務ですね、法務あるいは文書事務、そういった側面について統括する部署があると思うんですけれども、そういった部署のチェックが入らずにこういった手続が進んでしまっているということ自体が、私は体制に問題があるのではないかと思います。

吉村総務部長、私が言うのもあれですけれども、非常に優秀な職員でありますので、こういったものに法制の部署、あるいは文書事務を統括する部署のチェックが入っておったら、こういった資料にはならないと思うんですね。

繰り返しますけれども、罰則を伴った条例を制定しようとしているわけですね。その内容が素案の段階といえども、パブリックコメントの前提となる趣旨、あるいは概要、その中に理解できないところがある。しかも、その誤った点というのが非常にレベルが低い過誤だと思うんですね。そういったものを拙速に出してやっているということ自体もおかしいということを申し上げておきます。

もう少しこの点を詳しくお聞きしたかったんですよ。法制事務の観点から、非常に興味深いところがたくさんある内容であります。本来であれば、パブリックコメントを所管している秘書広報課長にお聞きしてもよかったんですけれども、吉村総務部長もお詳しいですので、答弁を求めました。

残りの予定していた質問については、また違う機会に回しまして、この件については最後にしたいんですが、もう一度、こういった手続の体制をしっかりと整えていただきたいというのがまず1点と、今回実施されているこの意見公募手続ですね、もう既に期間は開始されております。修正が必要だということになれば、またその修正を加えたときから、その時点から、奈良市にあ

る手続、指針ですね、パブリックコメントの指針があると思うんですけども、それに即してもう一度やり直していただきたいというふうに思います。その2点について答弁いただきたいと
思います。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

まず、チェック体制ということですが、条例あるいは規則の場合は、法令審査会にかけるとい
うふうなチェック体制がございます。しかし、その前段階であるパブリックコメントの段階では、
たしか明文のチェック体制というのがございませんで、いずれ議会にお諮りするという条例案
でございますから、パブリックコメントの段階で条例案と同様のチェックを加えていくというこ
とは必要だと考えております。

あと、もしパブリックコメント内容の修正が必要となった場合の対応をどうするのかというこ
とでございしますが、まずは、このパブコメ内容が正しいかどうかを確認いたします。もし修正が
必要であるとした場合は、必要なパブコメ期間をとるとすることも検討しないといけないかもわ
かりませんので、その時点で適切な判断をしてみたいと思っています。

以上でございます。

○三橋和史委員 この砂防関係法令については、私も法令例規集、過去の通知も全て把握しており
ますから、奈良県の中で最も詳しいという自負もあります。今回の条例立案に当たっては、必要
があるなら相談していただきたいと思ひますし、相談がなくとも、極めて拙速に事を進めている
なという印象を持たざるを得ません。条例の制定の必要性とその中身について万全を期すとい
うことを、反比例するような取り扱いであつては困るわけですね。

早期の制定が必要であつたとしても、内容については万全を期す、これは当然のことでありま
すので、その点においては十分に留意をして、この条例に限らず、ほかの例規についても同様の
取り扱いを願ひたいと思ひます。

この法制事務の観点からについては、以上であります。

次に、この条例を運用する能力の問題についてであります。土砂の埋め立てや盛り土等に対
する規制というのは、本来であれば高度な技術的な知見、知識が必要であります。法律だけでは
なくて、政令や省令等によって示された技術基準が詳細にわたつて策定され、これを管理する都
道府県においても地域の実情に応じた基準を有しています。そうしてようやく一つの取り締まり
の法体系が成立しているわけあります。

素人が感覚的にこの埋め立て、盛り土、これは危険だとか、安全だとか、そのような持ち合わ
せていない審査能力で、強制力を持って市民等に対して行為規制をしてよいわけがありません。
都道府県においては、関連する法令だと思ひますけれども、砂防法第31条において補助機関たる
職員を置くことあり、砂防に関する監視、管理のための職員を配置しなければならないと規定され
ております。

しかし、奈良市に今までこれを担当してきた職員は誰もおりませんし、まして、今の奈良市の
財政力で新たな職員を配置してコストをかけていくということは、困難な課題が山積しているの
ではないかと思ひます。

果たして市職員の中で、そのような的確な技術基準を策定して、その運用を実施していく人材
を確保することができるのかという問題であります。既存の法令や条例の運用もままならないこ
とがあるということは、私は幾度も指摘してきたところであります。

本件において、一応の担当とされている廃棄物対策課についても同課だけでは運用できないと

しておりますし、都市整備部、建設部の協力ももらいながらということは言っておりますけれども、そういう体裁を整えた説明ではなくて、実務的に本当にそれを担当することのできる職員がいるのかということなんです。

これは人事に関する事だと思わすけれども、総合政策部長に伺いますが、土砂の規制に関する知見を有する職員というのは、今何名奈良市役所にいらっしゃるのか、その認識を伺いたしたいと思います。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時31分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○染谷禎章総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

今、その条例が制定になった場合に、どのような職員の能力が必要なのかどうかについては、今ちょうど他市の状況も踏まえて検討しているところです。

ですので、今現状としては、何人対応できるかどうかということについては、今ちゃんと把握できている状況ではございません。

○三橋和史委員 先ほど紹介しましたこの砂防関係法令例規集でありますけれども、国においては、政省令においても技術基準というのが細かく決まっているわけですね。こういったものを、法令と条例の違いはありますけれども、条例だから適当に決めてよいということにはなりませんので、こういったレベルの調査検討を加えていただかなければ、市民が困る、事業者が困るというふうに思いますので、そういった点をパブコメの手段と並行してでもいいので、職員のこの分野における能力の取得、また向上に努めていただきたいと思います。

単に土木職だからできるだろうということにはなりませんので、河川とかダムとか道路とかいろいろ種類がありますので、そのうちの土砂というのもまた全く違う検討の加え方、そういった技術的な知識、知見というのも必要になってくるわけでありまして、その法制の観点の検討さえも、現時点で十分には加えられていないということでありまして、その点は改善の必要があるというふうに思います。

そもそも土砂に関する行政は、本来的に都道府県の所管として法体系が組まれているんですね。砂防に関する職員の配置義務のある都道府県に対して条例制定を求めていくということが最善の案であるものと私は考えます。そうすれば、奈良県と重なる行政事務の発生を回避することも可能であり、いわゆる二重行政による無駄の発生を抑止することもできます。

今明らかになったように、この事務を現に担当している職員はいないわけでありまして、そういった限りある行政資源を効率的に運用していこうと思えば、国、都道府県、市町村の役割にも留意して、こういった行政施策、条例の提案のあり方も含めて検討していくべきものというふうに付言しておきます。

奈良県と連携することができないのであれば、奈良市の責任で取り組んでいくこともやむにやまれないことではあります、そうすれば新たに継続的に費用が発生し、限られた行政資源を充てていくことも必要になります。

これらの課題を克服するとともに、最低でも法制事務の観点からいけば、法令に抵触することのない内容での立案を求めておきます。

また、これは意見だけにしておきますけれども、このパブリックコメントにおいて、具体的な条文が示されておられませんので、具体化された段階でもう一度パブリックコメントを行うのかどうか、その点ももう一度検討していただきたいと思います。ほかの条例については、条例の条文を示した形でのパブリックコメントを実施している例があります。これはもう意見だけにしておきます。

次に、ハザードマップについて伺います。

市民等に対する防災情報の提供状況についてでございますけれども、危機管理監に伺います。

防災情報を市民に提供する資料の一つとして、ハザードマップが有効であることは周知のとおりであります。ハザードマップの存在を知っていても、その内容を確認したことがないという方が大半ではないかと思えます。奈良市では、どのような媒体を通じてハザードマップの内容を市民に提供されていますか。

○**國友 昭危機管理監** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

奈良市では、ハザードマップの重要性について認識をしているところでございまして、ホームページ、あるいは奈良市防災ハンドブック、こういったもので媒体を使って情報提供をいたしますとともに、地区等における防災講話、こういったところで市民の皆様にご説明をしているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 私は以前から問題提起をしてまいりましたが、今答弁された奈良市防災ハンドブックの記載内容というのは、もはや非常に古くなっているというものであります。避難所の指定の変更も行われておりますし、ほかにも調査結果の変更が行われております。それらを反映していない点が散見される問題があります。

防災講話につきましても、防災に関心のある市民の方は参加されますけれども、そもそも関心のない市民に対して防災意識を喚起していくという課題もありますので、私、以前から申し上げておりますけれども、奈良市は毎月市民だよりを全戸配布しているところでありますが、一度それにかえて新たな防災ハンドブックの配布を行うことも一案であろうかと考えております。

こういった新たな調査結果や情報を反映させた発信に努めていただきたいと思います。危機管理監において、何か方策を検討されていることがあればお示してください。

○**國友 昭危機管理監** お答えいたします。

現在、奈良県においてハザードマップの更新の作業中でございまして、これを受けて来年度、ハザードマップの更新を市としてもその情報をもとに行いたいということで、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** その変更を加えたハザードマップの内容をいかに市民に伝えていくのかというところが肝心であります。その点については何か方策はありますか。

○**國友 昭危機管理監** 質問にお答えいたします。

まず、全戸配布でマップを各市民の皆様にご提供させていただくとともに、先ほど申し述べましたホームページでありますとか、更新をされた際の市民だより、そういったものを、できるだけ媒体を使いながら市民の皆様にご提供させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ホームページというのも答弁の中で出てまいりましたけれども、洪水による被害は奈良市においても想定されているところでもあります。浸水想定区域については、ある地域における被災状況と照らし合わせますと、その精度の高さが証明されているところでありまして、防災に非常に資するものであるということがわかっております。

市が危機管理課のホームページにおいて公開しているハザードマップがございしますが、それとは別に同ページにおいてリンク先として紹介されているように、国土交通省においてもハザードマップポータルサイトを国民向けに公開しております。

奈良市の資料でも国土交通省の資料でも、浸水想定区域を確認することができるものとしているわけですが、私の調査では、奈良市と国土交通省との内容では、大きな差異があることが発覚いたしました。

奈良市のハザードマップでは、浸水想定区域とされている部分のほとんどの区域について、国土交通省の資料では浸水想定区域とはされていないということでもあります。ここに資料がございしますが、（三橋和史委員資料を示す）奈良市の資料も市全域に置き直すと広範囲で浸水想定区域がありますけれども、こちらは国土交通省のハザードマップであります、奈良市の区域のほとんどが浸水想定区域とされていないと表示されております。

これは極めて危険な情報発信の実態ではないかと考えます。防災意識を持った市民が浸水想定区域をホームページで確認したところ、その区域に含まれていなかったという場合であったとしても、大雨や長雨、河川の決壊等により浸水してしまうという事態が発生し、しかもそこは実際には浸水想定区域に指定されていたというような事態が生じるわけであります。

この実態については、危機管理部局において把握されておりますか。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時43分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は、国土交通省の重ねるハザードマップの件だというふうに理解をしているところでございます。

市のホームページのハザードマップにリンクをされております国土交通省の重ねるハザードマップについては、確かに見づらいところがございまして、細かく言えば、洪水浸水想定区域の（計画規模）と、もう一つありますのが（想定最大規模）という、2つございまして、（計画規模）においては市と同様の浸水想定区域が表示されるようになっております。

そういったところでは、大変見づらいという部分はございしますが、正しく操作をすれば同じような情報を得られるという認識でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ホームページで公開する限り、一見して誰でも理解できるような表示をすることが必要なわけであります。

この国土交通省におけるハザードマップポータルサイトでありますけれども、浸水想定区域というボタンを押しても表示されないんですね。これではわからない。市民の皆さん全員が危機管理監ではありませんので、一般の市民の皆さんが理解できるような情報発信の仕方をしていかな

ければいけないと思います。正しいか、正しくないかは市民の皆さんが決める。この情報発信のあり方は、私は正しくはないと思います。

ちょっと時間ありませんので、引き続き危機管理監にお尋ねしますが、本委員会冒頭にも報告がありましたが、奈良市は職員を派遣して被災地支援を実施しております。その必要性は私も認識しているところでありますし、従事する職員には敬意を表したいと思います。

しかしながら、この取り組みには幾つかの問題点が見受けられます。そのうちの一つについて申し上げますが、派遣する職員の滞在施設の確保方法についてであります。

今期の事例で結構ですので御説明願いたいんですが、派遣する職員はどこのどのような施設に滞在しているのかお答えいただけますか。

○**國友 昭危機管理監** 御質問にお答えいたします。

今回派遣をいたしました職員については、長野市の市内にあります民間のホテルに宿泊をいたしました。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 被災地支援に向かうわけでありますから、当然ながら被災地の区域、あるいはその周辺であるということであります。しかし、この場所を派遣職員の滞在施設とするのは、果たして適切であろうかどうかという疑義を私は持っております。

災害が発生し、家屋に浸水や倒壊などの被害が生じた場合などについては、多くのボランティアや外部から派遣された公務員や事業者によって、近隣の宿泊施設が満室、満員になるという事象が生じております。

大きな災害が発生すれば、まず、被災者が最も頼りとする親族や友人等が駆けつける例が多いわけでありますが、支援者と称する外部からの人々が宿泊施設の受け入れ容量を圧迫し、彼らが滞在する施設がないという問題、あるいは避難所における生活では差し支えがあるという場合に、近隣の宿泊施設を利用しようとする被災者自身が滞在する施設がなくなってしまう。このような問題がないのかという問題意識であります。この点の認識はいかがですか。

○**國友 昭危機管理監** 御質問にお答えいたします。

派遣終了後、職員にアンケートをとりました。その中では、今回避難所の支援ということで参りましたので、昼と夜の交代、12時間交代で勤務をいたしました。特に夜間で勤務をする者は別の場所、ホテルで宿泊できたからこそ、そのストレス、疲労を回避できて、避難所で何とか支援をできたということで、引き続きこのホテル宿泊というのは続けてほしいという意見があったということでございますので、特に避難所の支援で夜間勤務する者については、引き続きこういった配慮をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 私が申し上げている問題意識とは反対の答弁ですよね。どうですか。

私が申し上げているのは、派遣する職員が現地の、つまり被災者が必要とするその宿泊施設を、その容量を圧迫してはいけないんじゃないかということなんです。

今、危機管理監がおっしゃったのは、派遣する側の視点しか入っていないんですよ。それは派遣する側もストレスがたまりますから、そういった施設の確保は重要でありますけれども、果たしてそれがよいのか。それは果たして被災者の皆さんを圧迫していることにはなっていないのかという視点、これが抜けているのではないかと申し上げているんですが、もう一度答弁をお願いします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

そういった観点からは、今回も長野市内といえども、実際の被災地からかなり離れたところでホテルを確保いたしました。そこから通うような形で考慮をいたしましたので、本当に被災した地域周辺のホテルではないということで、一定の御理解をいただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 最後にしますけれども、私も職員を派遣しているその期間において、ホテルの空室状況等の調査を続けておりましたけれども、満室、満員が多いんですね。そういったところで、その被災地域そのものでなくてもある程度近隣であれば、そういった事象が発生しているのではないかと思います。

この点は、今すぐに言って、すぐに改善しますとか、問題点をすぐに共有できるわけではありませんので、この点、私はこういう問題意識を持っているということをご共有していただいて、もし調査の段階で何かこういったところは改善する必要があるんだということであれば、また教えていただきたいというふうに思います。

これもパフォーマンスに終始してはならないわけでありまして、派遣する側の、支援する側の価値観で物事を見てはいけません。被災者に不都合を強いてしまうことがあるのではないかと、常に疑問を差し挟んでこの計画を実行していただきたいというふうに思います。

以上で、時間が参りましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。